平成 26 年度 夏の提案に関する規制改革事項

≪茨城県・つくば市≫

× 次							
		関係省との調整状況	備考 (これまでの提案の状況等)				
医薬品等の	薬事法第 80	【厚生労働省】	総合特区 24				
製造販売承	条の2第1、	〇安全性と最低限の有効性の検証により承認	年度秋提案				
認の迅速化	2項、医療機	 申請を可能とすることについて					
	器GCP省	 医療機器の治験など申請に必要な資料につ					
	令第5条、第	いては、品質、有効性及び安全性の確認に必要					
	7条第1項	な範囲で過剰なものとならないよう、PMD					
	薬事法第 14	Aにおいて治験計画の他、医療機器の品質、安					
	条第2項,第	全性、性能評価等に関する相談に応じている。					
	3項、薬事法						
	施行規則第	〇低リスク医療機器の場合は治験中であって					
	40 条第 1 項	も承認申請を可能とし、試験成績以外の承					
	第5号、	認審査と治験を併行して行えることとする					
	薬事法第 14						
	条第2項,第	 申請までに品質、安全性、性能試験等、提出					
	3項、薬事法	可能な資料を事前評価し、実質的な審査の前					
	施行規則第	倒しをすることは、PMDA において「医療機器					
	40 条第 1 項	評価相談」により実施しており、ご提案は既に					
	第5号	現実化されている。					
	薬事法第 14						
	条第3項、薬	→ 製造販売承認に係る優先審査等の各種制					
	事法施行規						
	則第 40 条第						
	1 項第 5 号	請。					
		〇安全性と最低限の臨床試験成績(少数の症					
		ることについて					
		 治験の症例数の設定についても、統計的な					
		手法を用い合理的に必要最小規模での症例数					
		とする相談に応じている他、被験者確保が極					
		めて困難な希少疾病用医療機器では、現実的					
		な試験実施可能性から少数例での治験に基づ					
		き、承認審査を実施するなどの対応を行って					
		いる。					
		〇海外認証 (CEマークなど) を受けたものに					
		ついて、海外認証に使用した試験成績等に					

			備考
		関係省との調整状況	(これまでの提案の状況等)
保除 处 进用	健康促除法	CE マーク認証は患者における有効性評価等が必ずしも十分ではないため、その試験成績の提出のみをもって一律に先行承認を行うことは不適切。なお、海外の試験成績については一定の基準に基づき申請に際して受け入れを行っており、これを踏まえ早期に承認されるよう取り組んでいる。	なし
保険外併用療養の拡大	健康保険法第 86条	【厚生労働省】 現行法令で対応可能。 ● 現行の保険外併用療養費制度において、一定の安全性・有効性を確認した上で、保険診療との併用をすでに認めている。 ● 今年度中に運用を開始する予定の「医療機器に関する最先端医療迅速評価制度」(先進医療ハイウェイ構想)においては、「医療ニーズの高い医療機器等の早期導入に関する検討会」において、海外で承認されている等の要件を満たしたものの中から早期導入をすることとが妥当とされた品目について、評価を迅速化することとしている。	ر ب
先療を進入という。	健第項臣評び(康 63 号が価選告 保条、の養療 はまった。		総合特区 24 年度秋提案

		関係省との調整状況	備考 (これまでの)接の状況等)
		省庁に引き続き検討要請	
介護保険の適用範囲拡大	介第項大る貸護用係具(年示護8厚臣福与予具るの平厚第保条生が祉及防貸福種成生9険第労定用び福与祉目1省号法12働め具介祉に用 1告号	【厚生労働省】 下記の理由により対応不可 ● 自動排せつ処理装置などロボット技術が組み込まれた福祉用具も、安全性・有効性が認められれば福祉用具貸与等の対象となっており、現行の手続きで認証を受けるべき。 → 審査の迅速化や手続きの簡素化等について引き続き検討要請。	なし
ロボを お行 が お行 に 係 通 は 規制 緩 道 の 規制	道路交通法 第 2 条第 3 項第 1 号	【警察庁】 ● 交通ルールは、自動車等の交通主体がどのような挙動をするか、どのような性質を有しているかといった点を踏まえて定めていく必要があるものであり、開発がなされておらず、その挙動や性質等が不明瞭な「歩行支援機器」について、道路交通法上に定義を定めて、歩行者として取り扱うことは困難である。 → 歩行支援機器の開発がなされ、挙動や性質等が明確になった時点で警察庁へ再協議。	なし